

公益法人認定法に係る主な検討事項について

1. 公益認定の基準関係

(1) 特別の利益を与えない者の範囲

(公益認定の基準)

第5条

- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の 政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は 特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

公益法人は、当該法人の関係者、特定の個人、団体の利益を図る活動を行う者に特別の利益()を与えてはならないところ、法人関係者、特定者の利益を図る活動を行う者の範囲。

社会通念等から判断して合理性を欠く不相当な優遇等がこれに当たり、事業の具体的な内容等に基づいて個別に判断される。

当該法人の関係者 法律で掲げられている者以外に、設立者、寄附者を含め、これらが法人の場合の役員等、個人の場合のその親族及び特殊の関係にある者。

特定者の利益を図る者

【(参考)公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)】

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(2) ふさわしくない事業の種類

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序維持若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

公益法人は社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行ってはならないところ、そのような事業の種類。

【(参考) 公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)】

2. 事業(6)2)業種 運用指針(4)

2) 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

) 風俗関連営業()

現行風営法における性風俗関連特殊営業に相当

) 高利の融資事業

) 経営が投機的に行われる事業

(3) 理事等の報酬等の支給の基準

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額のものとならないような支給の基準を定めているものであること。

理事等の報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めて公表しなければならないところ、基準として定める事項。

基準の内容…勤務形態別の報酬区分、算定方法、支給の方法など。

(4) 株式保有規制が解除される範囲

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定め

る財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

株式等他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有してはならないが、当該団体の事業活動を実質的に支配するおそれがないとして、株式保有規制が解除される範囲。

【(参考)公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)】

6. 株式の保有等

(1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。

1) 上記5(5)()における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。

()5(5)運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

2) 財団法人において、基本財産として寄附された場合。

(2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。

2. 公益認定制度における事務のあり方

(1) 公益認定等委員会の運営等

都道府県の合議制の機関においては、昨年9月に定めた組織、運営の基準に関する政令で先行して規定しているが、委員会の下に置く予定の部会、専門委員の構成、所掌等。

公益法人認定法

第50条 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令

(専門委員)

第9条 合議制の機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を要する者のうち

から、都道府県知事が任命するものとする。

(部会)

第10条 合議制の機関は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名するものとする。

(2) 公益認定等委員会の公開

個別の認定等を議題とする委員会・部会の会議や議事録の公開。

許認可等に関して行政庁から諮問を受けて答申を行っている第三者機関では、特定者や公共の利益を侵害するおそれがある場合等に非公開とすることができることを議事規則等において規定している例が見られる。また部会も委員会に準じて扱っている例がある。

【参考】

審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)(抄)

別紙3 審議会等の運営に関する指針 3. 議事(4) 公開

会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

情報通信審議会議事規則(抄)

(会議の公開)

第9条 会議は、次の場合を除き、公開する。

- 一 電気通信事業法第百六十九条第一号(同法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可を除く。)及び第二号に掲げる事項に関する審議
- 二 有線テレビジョン放送法第二十六条の二第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。
- 3 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 第二項の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 5 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

電気通信事業紛争処理委員会運営規程(抄)

(会議の公開)

第16条 会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員長はその理由を公表する。

(会議の議事録の公表)

- 第17条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。
- 2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。
 - 3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(3) 公益認定等委員会の答申、勧告の内容

(答申の公表等)

第44条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(委員会による勧告等)

第46条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

- 2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

公益認定等委員会の内閣総理大臣に対する答申や監督措置の勧告は公表しなければならないが、個々の法人に係る答申・勧告について、公表する内容は何か(理由、議論の詳細、法人情報、委員名等)。認定か不認定かで、また答申か勧告かで取り扱いを変えることの可否。

許認可等に関して行政庁から諮問を受けて答申を行っている第三者機関では、その公表が法令で義務づけられているとは限らないが、答申内容としては次のような事例が見られる。

許認可等を行うことが適当であるかどうかの結論。

許認可等を行うことが適当な場合、必要に応じて当該機関の考え方。

許認可等をしないことが適当である場合、その理由。

法人名は許認可等をしないことが適当である場合も含めて公表。

複数の意見の併記も可能と議事規則等において定めている場合。

【参考】

情報通信審議会議事規則(抄)

(諮問及び答申等)

第4条 1～3(略)

- 4 答申書は、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映されたものとする。

電気通信事業紛争処理委員会運営規程(抄)

(諮問及び答申並びに勧告)

第10条 1～3(略)

- 4 答申および勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

運輸審議会一般規則(抄)

(答申書又は勧告書)

第28条 答申書及び勧告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 理由

- 2 答申書及び勧告書には、少数意見その他必要と認める事項を附記することができる。